

※網掛けの部分は、区民等意見による修正

| No | 頁  | 項目                                | 計画案  | 修正内容<br>(修正は下線部)   | 修正理由                                    |
|----|----|-----------------------------------|--|--|---|
| 1  | -  | 目次                                | ～略～<br>2 施策別の計画内容 30   | ～略～<br>2 施策別の計画内容<br><u>施策1 共生社会実現に向けた<br/>障害理解と意思疎通支援の推<br/>進 30</u><br><u>施策2 障害者の就労と社会参<br/>加の推進 40</u><br><u>施策3 障害者の地域生活を支<br/>える基盤づくり 50</u><br><u>施策4 障害児支援の充実と医<br/>療的ケア児の支援体制の整備<br/>72</u> | わかりやすくなるよう項目の追加                         |
| 2  | 6  | 序章 3 分野横断的に共通した取組等について            | ○こうした分野横断的に取り組むべき事業等については、地域福祉推進計画の中で「保健福祉施策において分野横断的に実施する事業」（巻末資料）として明らかにするとともに、関係部局の職員で構成する「保健福祉施策推進会議」を設置し、計画の進行管理と組織間の更なる連携強化を図っていきます。 | ○こうした分野横断的に取り組むべき事業等については、地域福祉推進計画の中で「保健福祉施策において分野横断的に実施する事業」（巻末資料）として明らかにするとともに、関係部局の職員で構成する「保健福祉施策推進連絡会議」を設置し、計画の進行管理と組織間の更なる連携強化を図っていきます。   | より適切な記述に修正                              |
| 3  | 25 | 第3章2施策の視点                         | ●介護者や支援者も支える地域の仕組みの構築<br>～略～<br>障害者がいる家族への支援を充実するとともに、支援者を社会全体で支える仕組みを構築していきます。  | ●介護者や支援者も支える地域の仕組みの構築<br>～略～<br>障害者がいる家族の孤立を防止支援の充実を図るとともに、支援者を社会全体で支える仕組みを構築していきます。   | 区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、適切な記述に修正<br>【意見番号1】 |
| 4  | 35 | 第4章施策1、事業1、(3)③権利擁護の地域連携ネットワークの推進 | ●取組の概要<br>杉並区成年後見センターが中核機関として、専門職団体や相談機関・福祉関係団体と地域の関係者が協力・連携する地域連携ネットワークを推進し、地域における成年後見制度の適切な運用を促進します。                                     | ●取組の概要<br>権利擁護支援の必要な人を発見し適切な支援につなげ、意思決定を尊重した支援を行っていくため、専門職団体や相談機関・福祉関係団体、地域の関係者などが協力・連携する地域連携ネットワークを整えます。  | より適切な記述に修正                              |

| No | 頁  | 項目                                  | 計画案  | 修正内容<br>(修正は下線部)  | 修正理由                             |
|----|----|-------------------------------------|--|---|----------------------------------|
|    |    |                                     | <p>●3年間の取組<br/>権利擁護の必要な人を発見し適切な支援につなげ、意思決定を尊重した支援を行っていくため、専門職団体や相談機関・福祉関係団体、地域の関係者等が協力・連携する地域連携ネットワークを整えます。また、関係機関等の連携を強化するために「杉並区成年後見制度利用促進協議会」を設置・開催し、権利擁護を推進する体制を強化します。</p> | <p>●3年間の取組<br/>地域連携ネットワークが円滑に機能するために、杉並区成年後見センターが中核機関としてコーディネートや個々のケースの進行管理を行います。また、関係機関・団体、専門職、事業所等が権利擁護支援の課題を協議し連携を強化するため、「杉並区成年後見制度利用促進協議会」を設置・開催することで権利擁護を推進する体制を強化します。</p> |                                  |
| 5  | 42 | 第4章施策2・事業1<br>障害者の就労支援の推進・拡充        | <p>■主な取組<br/>(2) 定着支援</p>  | <p>■主な取組<br/>(2) 定着支援 <u>障害者生活支援課</u></p>   | 誤記による修正                          |
| 6  | 45 | 第4章施策2・事業1(4)②<br>「すぎなみ仕事ねっと」への支援   | <p>●3年間の取組<br/>区内企業や区役所からの受注の増加を目指すとともに、自主生産品の販売について、区役所内での販売会(区役所マルシェ)等の各種イベントを通じて販売等販路拡大に努め、さらなる工賃アップに取り組みます。<br/>～略～</p>  | <p>●3年間の取組<br/>区内企業や区役所からの受注の増加を目指すとともに、自主生産品の販売について、区役所内での販売会(区役所マルシェ)等の各種イベントを通じて販売等販路拡大に努め、さらなる工賃アップに取り組みます。<br/>～略～</p>   | 誤記による修正                          |
| 7  | 56 | 第4章施策3・事業1(3)③<br>民間事業者への支援の実施      | <p>●取組の概要<br/>区立障害者通所施設は、区内の障害福祉サービス事業所全体の中で中核的な役割を担っていくことため、公立の施設ならではの取組として民間事業所の支援に取り組みます。</p>   | <p>●取組の概要<br/><u>障害者が住み慣れた地域で質の高いサービスを安定的に受けられるよう、区立障害者通所施設は、区内の障害福祉サービス事業所全体の中で中核的な役割を担っていくこととし、公立の施設ならではの取組として民間事業所の支援に取り組みます。</u></p>  | よりわかりやすい記述となるよう取組の目的を追記及び誤記による修正 |
| 8  | 56 | 第4章施策3・事業1(3)④<br>障害福祉サービス等の情報提供の充実 | <p>●3年間の取組<br/>令和6年度に杉並区の障害福祉サービス、障害児サービス、区独自のサービスなどを提供する事業者の基本情報や空き情報などを検索できるシステムを開設するとともに、掲載内容の充実を図っていきます。</p>   | <p>●3年間の取組<br/>令和6(2024)年度に杉並区の障害福祉サービス、障害児サービス、区独自のサービスなどを提供する事業者の基本情報や空き情報などを検索できるシステムを開設するとともに、掲載内容の充実を図っていきます。</p>  | より適切な記述に修正                       |

| No | 頁   | 項目                                | 計画案  | 修正内容<br>(修正は下線部)   | 修正理由                                     |
|----|-----|-----------------------------------|--|--|--|
| 9  | 56  | 第4章施策3・事業1(4)① 専門研修等人材育成支援の充実     | ●3年間の取組<br>また、介護未経験者や初任者の基本的な知識・技術の修得を支援するため、新たに <u>研修受講費を助成</u> するなど、サービス提供の質の向上に向けて取り組みます。                                     | ●3年間の取組<br>また、介護未経験者や初任者の基本的な知識・技術の修得を支援するため、新たに <u>令和6(2024)年度から区内の居宅介護事業所等への資格取得に係る研修受講料の一部を助成</u> するなど、サービス提供の質の向上に向けて取り組みます。                     | より適切な記述に修正                               |
| 10 | 57  | 第4章施策3・事業(4)③ 公民及び事業者間の連携による支援力向上 | ●3年間の取組<br>多職種交流研修として実施している「障害支援者リレー研修」、「施設間体験た研修」<br><br>また、 <u>令和5年度から区内の居宅介護事業所等への資格取得に係る研修受講料の一部を助成</u> するなど、支援力を高める取組を行います。 | ●3年間の取組<br>多職種交流研修として実施している「障害支援者リレー研修」、「施設間体験研修」  | 誤記による修正及び記載場所を変更したことによる修正                |
| 11 | 62  | 第4章施策3・事業2(1)① 重度障害者通所施設の開設・整備等   | ●3年間の取組<br>～略～<br>また、重度身体障害者通所施設について、整備に向けた検討を進めていきます。   | ●3年間の取組<br>～略～<br>また、重度身体障害者通所施設について、 <u>国や都の用地の活用</u> なども含め、整備に向けた検討を進めていきます。   | 区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、適切な記述に修正<br>【意見番号24】 |
| 12 | 104 | 第5章2(10) 障害児通所支援、障害児相談支援等         | ●児童発達支援実績<br>令和4(2022)年度1,122見込量<br>令和6(2024)年度1190人<br>令和7(2025)年度1223人   | ●児童発達支援実績<br>令和4(2022)年度1,122人見込量<br>令和6(2024)年度1,190人<br>令和7(2025)年度1,223人  | 誤記による修正                                  |
| 13 | 104 | 第5章2(10) 障害児通所支援、障害児相談支援等         | ●居宅訪問型児童発達支援見込量<br>令和6(2024)年度<br>8人日分   | ●居宅訪問型児童発達支援見込量<br>令和6(2024)年度<br>10人日分  | 誤記による修正                                  |
| 14 | 108 | 第6章 計画の推進体制                       | ○点検と評価に当たっては、地域自立支援協議会及び同協議会のもとに設置する計画部会で実施するとともに、 <u>令和6(2024)年度に設置を予定している(仮称)障害者権利擁護・共生社会推進連絡会</u> とも共有していきます。                 | ○点検と評価に当たっては、地域自立支援協議会及び同協議会のもとに設置する計画部会で実施します。また、 <u>障害者福祉や障害者の権利擁護の推進など共生社会の実現に向けた検討を目的に</u> 令和6(2024)年度に設置を予定している(仮称)障害者権利擁護・共生社会推進連絡会とも共有していきます。 | より適切な記述に修正                               |